平成２９年（フ）第１２２号
山梨県甲斐市西八幡1187番地１
破産者　桑田　弓子
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
山梨県甲府市新田町17番44号　コーポ新田Ａ１－２、前住所山梨県甲府市富竹１丁目１番４号　ラフィーネ甲府美術館通り405号
破産者　桑田　幸子
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
前住所　山梨県南アルプス市西野1274番地141　桃の丘団地
破産者　望月　知子
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
山梨県南アルプス市田島399番地
破産者　深澤　克己
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１８号
山梨県北杜市長坂町長坂上条2077番地
破産者　新海　一夫
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１９号
山梨県北杜市長坂町長坂上条2077番地
破産者　新海　章子
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５０号
愛知県津島市橘町６丁目125番地１
破産者　伊藤　圭樹
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１５８号
愛知県江南市後飛保町前川107番地
破産者　大塚　祥敬
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２１３号
愛知県稲沢市矢合町寺浦3140番地　市営住宅矢合団地２－106
破産者　伊藤　文隆
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４０４号
兵庫県赤穂郡上郡町落地794番地171、従前の住所大阪府大阪市平野区加美北８丁目１番18号
破産者　黒木　　輝
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２６０号
和歌山県有田郡有田川町大字小島185番地２コモハウス小島　102号
破産者　光畑　　寛
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６９号
和歌山県岩出市中黒159－９、住民票上の住所奈良県宇陀市室生上笠間2700番地
破産者　上田　哲弥
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３３６号
福岡市南区三宅１丁目６番17号
破産者　横田　航介
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３４９号
福岡市城南区樋井川２丁目25番27号216、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―304号
破産者　川崎　貴生
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４１５号
福岡県糟屋郡志免町志免４丁目９番11―302号
破産者　本橋　　円
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８５号
大分市大字片島605番地の１（ブランシェ滝尾103）
破産者　藤井由美子
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６５号
秋田市土崎港中央１丁目10番７号
破産者　阿部　　透
１　決定年月日　平成29年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２号
秋田県男鹿市脇本脇本字下谷地23番地
破産者　杉本　英一
１　決定年月日　平成29年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１７１号
横浜市泉区緑園１丁目19番地１
破産者　植松　早苗
１　決定年月日　平成29年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９１号
新潟県長岡市悠久町２丁目2165番地１
破産者　酒井　えみ
１　決定年月日　平成29年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係